

質問書に対する回答

件名) 首都圏中央連絡自動車道 高萩高架橋補修工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 3-1. 競争参加資格 (5)	断面修復工、はく落防止対策工を行っていないコリンズ登録のあるコンクリート構造物の維持修繕工事は、同種工事と考えてよろしいでしょうか。	入札公告3-1. 競争参加資格 (5) に記載のとおり、工事实績情報システムにおいて720維持修繕工事001橋梁上部または002橋梁下部に登録されている工事に該当する場合は同種工事となります。